

省エネ改修促進税制 〈所得税〉(ローン型)

ローンを活用した場合、5年間で最大62.5万円を控除

概要

既に暮らしている住宅の省エネリフォームを含む増改築工事を、償還期間が5年以上の借入金で行った場合、所得税額の控除を受けることができます。

借入金の年末残高1,000万円以下の部分について、リフォーム後に暮らし始めた年から5年間、リフォーム工事費用の2%または1%が所得税から控除されます。

現行の住宅ローン減税制度との併用はできません。

これだけ お得です!!

①下記のいずれか少ない額×2%が控除。

- ・特定断熱改修工事費用－補助金など
- ・250万円

※補助金など

国または地方公共団体から交付される補助金または交付金その他これらに準じるもの。

②特定断熱改修工事以外の工事費用に相当する年末ローン残高×1%が控除。

①+②で年間最大12.5万円、5年間で最大62.5万円の控除を受けることができます。

(上の①と②における工事費用総額の上限は1,000万円)

※年末ローン残高が特定断熱改修工事費用未満となった場合でも、年末ローン残高を上限として、2%の控除対象とすることができます。

※特定断熱改修工事

改修後の住宅全体の省エネ性能が、平成25年省エネ基準(外皮のみ)相当に、新たに適合すると認められる工事。

このような方が利用できます

- 賃貸ではない、所有する住宅のリフォームを行う方。
- 工事完了日から6ヶ月以内に居住し、居住日からその年の12月末まで継続して居住している方。
- 工事後の住宅の床面積が50㎡以上で、その1/2以上に居住している方。
- 増改築等工事証明書などの必要書類を添付して確定申告している方。
- 合計所得金額が3,000万円以下。

このような工事が対象です

- すべての居室の窓全部の断熱工事または、それと併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事。
- 改修部位が、いずれも平成25年省エネ基準(外皮のみ)相当の省エネ性能となること。
- リフォーム後の住宅全体の省エネ性能が、リフォーム前から一段階相当上がると認められる工事内容であること。
- 補助金などを除いた省エネリフォーム工事費用が、50万円を超えていること。
- 居住用部分の工事費用額が、リフォーム工事費用総額の1/2以上であること。

平成31年6月末までの制度です

平成31年6月30日までに入居した方が対象です。

制度の
詳細

国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/policy/file000004.html>

